

川崎市保育概要

安心して子育てできる環境づくり



令和7年度版

目次

ページ

1	川崎市の概況	1
2	保育所の設置状況	2
	(1) 施設数及び定員の推移	
	(2) 区別の施設数及び定員	
3	保育所の利用状況	3
	(1) 年齢別入所児童数	
	(2) 定員に対する入所児童の割合	
	(3) 入所児童の年齢構成	
	(4) 入所児童の世帯状況	
4	保育の状況	6
	(1) 保育時間	
	(2) 延長保育の利用状況	
	(3) 低年齢児の保育	
	(4) 障害児保育事業	
5	保育所で実施している事業	8
	(1) 保育相談事業	
	(2) 地域活動事業(交流事業)	
	(3) 一時保育事業	
	(4) 地域子育て支援センター事業	
	(5) 休日保育事業	
	(6) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	
6	地域型保育事業	10
	(1) 小規模保育事業	
	(2) 家庭的保育事業	
	(3) 事業所内保育事業	
7	認可外保育施設	11
	(1) 川崎認定保育園	
	(2) 地域保育園	
	(3) その他	
8	病児・病後児保育事業	12
9	保育所の職員数等	13
10	保育所の運営経費	15

はじめに

保育所は、保護者が就労や疾病などのために家庭で十分な保育を行うことができない場合に、保護者の委託を受けて児童の保育を行う児童福祉施設です。市内では昭和24年に初めて2か所の公立保育所を設置し、運営を開始しました。その後、その時々々の社会状況に合わせて順次施設の整備を進めてきましたが、昭和40年代に入ると社会経済状況が大きく変化し、保育需要が急増したことから、昭和47年度に「保育所整備5か年計画」を策定し、「人口1万人に1か所」を目標として公立保育所の整備を推進しました。また、この間、保育内容においても、0歳児保育や障害児保育事業などを実施し、充実を図ってきました。

しかし、その後、核家族化の進行や女性の社会参加・就労機会の増大など、子どもと家庭を取り巻く社会環境がさらに大きく変化したことにより、少子化が進む中でも保育の利用を希望する方が急激に増加しました。この状況を踏まえ、平成9年度に、「川崎市保育待機児童の緊急解消計画」を策定し、それ以降もさらに増え続ける保育の利用希望に対応するため、保育所整備目標量の見直しや保育所民営化に加え、子育てや子どもたちの健やかな成長を支援するため、数度にわたって事業計画の策定・改訂を行ってきました。

このような状況の中、平成26年2月には「待機児童ゼロの実現に向けた新たな挑戦」を策定し、さまざまな取組を推進した結果、平成27年4月時点で待機児童の解消を達成し、令和3年度以降、5年連続で4月時点における待機児童ゼロを継続しています。

また、平成27年4月から開始された子ども・子育て支援新制度では、すべての子どもが笑顔で成長し、すべての家庭が安心して子育てでき、子育ての喜びを実感できるよう、より効果的な取組の推進が求められています。本市では、「川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画 子ども・若者の未来応援プラン」を策定し、社会状況の変化に的確に対応しながら、子育て家庭が安心して子どもを産み育てることができ、次代を担う子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めるため、総合的な子育て支援を展開し、「最幸」のまちのシンボルである「子どもたちの笑顔」があふれるまちの実現に向けた取組を推進しています。

今後についても、就学前児童数が減少に転じる一方、増加傾向が続く保育需要や多様な保育ニーズに対応するため、待機児童対策に加えて、保育の質の一層の向上や「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」等の各種の施策に積極的に取り組んでまいります。

本冊子では、令和7年度の川崎市における保育事業について、各種事業の内容や実施状況を掲載していますので、どうぞご活用ください。

令和8年3月

1 川崎市の概況

(令和7年4月1日現在)

区分	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市
(1)面積(km ²)	40.25	10.09	14.81	17.10	18.60	20.39	23.11	144.35
(2)世帯数(世帯) 割合(%)	129,639 (16.4)	84,826 (10.7)	142,665 (18.1)	119,845 (15.2)	107,659 (13.6)	122,695 (15.5)	83,082 (10.5)	790,411 (100.0)
(3)人口(人) 割合(%)	232,453 (15.0)	174,733 (11.2)	268,527 (17.3)	235,930 (15.2)	234,355 (15.1)	228,018 (14.7)	179,904 (11.6)	1,553,920 (100.0)
(4)人口密度(人/km ²)	5,775	17,317	18,131	13,797	12,600	11,183	7,785	10,765
(5)学齢前児童人口 (人) 総人口に対する割合 (%)	7,947 (0.51)	8,729 (0.56)	12,113 (0.78)	9,612 (0.62)	10,056 (0.65)	9,216 (0.59)	6,797 (0.44)	64,470 (4.15)
(6)認可保育所数 (か所)	52	63	110	73	64	61	37	460
(7)認可保育所定員 (人)	3,970	4,823	7,825	5,162	4,723	4,889	2,760	34,152

2 保育所の設置状況

令和7年4月1日現在、公設公営 21 か所、民設民営 439 か所、合計 460 か所の保育所を設置し、入所定員は 34,152 人です。

(1) 施設数及び定員の推移

(単位:か所、人)

年 度	公設公営		公設民営		民設民営		合計	
	施設数	定 員	施設数	定 員	施設数	定 員	施設数	定 員
昭和 30	11	712	0	0	6	349	17	1,061
35	11	712	0	0	7	407	18	1,119
40	21	1,237	0	0	10	654	31	1,891
45	44	2,705	0	0	13	1,037	57	3,742
50	62	5,082	0	0	15	1,287	77	6,369
55	86	7,813	0	0	18	1,630	104	9,443
60	89	8,083	0	0	20	1,810	109	9,893
平成元	89	8,163	0	0	21	1,990	110	10,153
5	88	8,175	0	0	21	1,950	109	10,125
15	88	8,175	1	120	24	2,670	113	10,965
16	88	8,175	1	120	26	2,880	115	11,175
17	87	8,175	2	240	26	2,880	115	11,295
18	84	7,960	3	360	30	3,270	117	11,590
19	81	7,745	8	725	34	3,780	123	12,250
20	79	7,565	8	725	48	4,495	135	12,785
21	74	7,080	11	1,115	59	5,410	144	13,605
22	69	6,530	15	1,580	77	6,565	161	14,675
23	68	6,470	15	1,580	97	7,855	180	15,905
24	63	6,100	15	1,580	125	9,810	203	17,490
25	57	5,555	15	1,580	149	11,860	221	18,995
26	52	5,005	15	1,580	174	13,740	241	20,325
27	49	4,825	10	995	212	16,520	271	22,340
28	45	4,430	8	755	241	18,760	294	23,945
29	40	4,035	3	390	280	21,170	323	25,595
30	36	3,585	3	390	310	23,260	349	27,235
31	32	3,215	0	0	341	25,790	373	29,005
令和 2	27	2,890	0	0	367	27,530	394	30,420
令和 3	21	2,445	0	0	395	29,325	416	31,770
令和 4	21	2,445	0	0	415	30,625	436	33,070
令和 5	21	2,445	0	0	426	31,270	447	33,715
令和 6	21	2,445	0	0	429	31,429	450	33,874
令和 7	21	2,445	0	0	439	31,707	460	34,152

※民設民営の施設数には、分園も含む。

(2) 区別の施設数及び定員

(単位:か所、人)

区 分	公設公営		民設民営		合 計	
	施設数	定 員	施設数	定 員	施設数	定 員
川崎区	3	370	49	3,600	52	3,970
幸 区	3	430	60	4,393	63	4,823
中原区	3	345	107	7,480	110	7,825
高津区	3	330	70	4,832	73	5,162
宮前区	3	360	61	4,363	64	4,723
多摩区	3	310	58	4,579	61	4,889
麻生区	3	300	34	2,460	37	2,760
合 計	21	2,445	439	31,707	460	34,152

※民設民営の施設数には、分園も含む。

3 保育所の利用状況

(1) 年齢別入所児童数

令和7年4月1日現在、市内の保育所に入所している児童は、33,407人です。

(単位:人)

区 分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
川崎区	215	650	719	795	762	779	3,920
幸 区	302	852	874	946	875	867	4,716
中原区	404	1,329	1,446	1,413	1,387	1,367	7,346
高津区	277	874	953	1,002	974	982	5,062
宮前区	266	807	869	907	879	922	4,650
多摩区	346	859	936	977	938	917	4,973
麻生区	144	471	503	547	539	536	2,740
合 計	1,954	5,842	6,300	6,587	6,354	6,370	33,407

※市内の保育所に入所している児童数です。(他都市からの受託児童を含む。)

(2) 定員に対する入所児童の割合

定員に対する入所児童数は、以下のとおりです。

年度	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
定員 (人)	23,945	25,595	27,235	29,005	30,420	31,770	33,070	33,715	33,874	34,152
児童数 (人)	24,175	25,959	27,629	29,271	30,653	31,591	32,403	32,795	33,173	33,407
入所率 (%)	101.0	101.4	101.4	100.9	100.8	99.4	98.0	97.3	97.9	97.8

※市内の保育所に入所している児童数です。(他都市からの受託児童を含む。)

(3) 入所児童の年齢構成

入所児童の年齢構成は、3歳未満の低年齢児が14,096人で42.2%、3歳児が6,587人で19.7%、4歳・5歳児が合わせて12,724人で38.1%です。

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
児童数(人)	1,954	5,842	6,300	6,587	6,354	6,370	33,407
構成比(%)	5.8	17.5	18.9	19.7	19.0	19.1	100

※市内の保育所に入所している児童数です。(他都市からの受託児童を含む。)

(4) 入所児童の世帯状況

① 保育所入所の理由

保育所の入所理由の割合は、「居宅外労働」が最も多く、90.9%、「居宅外労働」に「居宅内労働」と合わせた就労を理由とするものは、98.0%を占めています。一方、妊娠・出産、疾病・障害等、介護及び求職活動等などの理由によるものは、わずか2.0%を占めるにとどまっています。

入所理由	居宅外労働	居宅内労働	妊娠・出産	疾病・障害等	介護	就学	求職活動等	特例	合計
構成比(%)	90.9	7.1	0.0	1.1	0.1	0.1	0.6	0.1	—

※本市が入所を決定した児童の保護者と配偶者それぞれの理由を合算した割合(他都市への委託児童を含む。)

※妊娠・出産については、該当する保護者・配偶者の割合が0.1%未満であるため、集計上は「0.0%」と表記しています。

② 入所児童世帯の階層状況

保育所入所児童の世帯の所得階層は、市民税所得割課税世帯(C 階層)が 96.3%と最も多く、次に市民税非課税世帯(B 階層)が 3.2%、生活保護世帯(A 階層)が 0.4%の順となっています。

なお、最も多いのは C16 階層で、全体の 8.2%を占めています。

階層区分		児童数 (人)	構成比 (%)	階層別構成比 (%)
階層	定義			
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	63	0.4	0.4
B	市民税 非課税世帯	456	3.2	3.2
C1	市民税 均等割りのみ	128	0.9	5.9
C2	市民税 所得割課税額 5,000 円未満	43	0.3	
C3	〃 5,000 円以上 48,600 円未満	656	4.7	
C4	〃 48,600 円以上 50,400 円未満	39	0.3	9.9
C5	〃 50,400 円以上 60,000 円未満	245	1.7	
C6	〃 60,000 円以上 70,800 円未満	273	1.9	
C7	〃 70,800 円以上 84,600 円未満	452	3.2	22.9
C8	〃 84,600 円以上 97,000 円未満	393	2.8	
C9	〃 97,000 円以上 108,600 円未満	440	3.1	
C10	〃 108,600 円以上 123,000 円未満	642	4.6	96.3
C11	〃 123,000 円以上 138,600 円未満	723	5.1	
C12	〃 138,600 円以上 154,200 円未満	721	5.1	
C13	〃 154,200 円以上 169,000 円未満	706	5.0	33.8
C14	〃 169,000 円以上 183,900 円未満	673	4.8	
C15	〃 183,900 円以上 204,600 円未満	879	6.2	
C16	〃 204,600 円以上 234,600 円未満	1,150	8.2	11.6
C17	〃 234,600 円以上 258,600 円未満	863	6.1	
C18	〃 258,600 円以上 276,600 円未満	561	4.0	
C19	〃 276,600 円以上 301,000 円未満	643	4.6	12.2
C20	〃 301,000 円以上 321,700 円未満	471	3.3	
C21	〃 321,700 円以上 341,200 円未満	366	2.6	
C22	〃 341,200 円以上 366,700 円未満	393	2.8	11.6
C23	〃 366,700 円以上 397,000 円未満	403	2.9	
C24	〃 397,000 円以上 475,300 円未満	640	4.5	
C25	〃 475,300 円以上	1,073	7.6	12.2
合計		14,095		100

※本市が入所を決定した児童数です。(他都市への委託児童を含む)

※幼児教育・保育の無償化により0歳児～2歳児のみ

4 保育の状況

(1) 保育時間

保育所の保育時間は、公営保育園は午前7時30分から午後6時30分まで、民営保育園は午前7時00分から午後6時00分まで、または午前7時30分から午後6時30分までの間で、原則1日につき11時間を開所時間としています。

朝・夕合わせて保育時間を1～2時間延長する「延長保育」も全園で実施しております。(夜間保育所は、午前8時00分～11時00分が延長保育時間です。)

また、短時間認定については、午前8時30分から午後4時30分、または午前9時から午後5時までのコアタイムを保育時間とし、標準時間認定保育時間までの間、30分を1コマとした延長保育も実施しています。(夜間保育所は、午前11時00分～午後7時00分がコアタイムです。)

① 公設公営保育園の保育時間

延長保育 (7:00～7:30)	標準時間認定保育時間 (7:30～18:30)			延長保育 (～20:00)
	延長 (短)	短時間認定保育時間 (8:30～16:30)	延長 (短)	

② 民設民営保育園の保育時間

延長保育 (7:00～7:30) ※標準時間が 7:30～の場合	標準時間認定保育時間 (7:00～18:00 または 7:30～18:30)			延長保育 (～19:00 または ～20:00)
	延長 (短)	短時間認定保育時間 (8:30～16:30 または 9:00～ 17:00)	延長 (短)	

③ 夜間保育所の保育時間

延長保育 (8:00～11:00)	標準時間認定保育時間 (11:00～22:00)		
	短時間認定保育時間 (11:00～19:00)		延長 (短)

(2) 延長保育の利用状況

● 区別実施状況(令和7年3月)

(単位:人)

区分	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
公設公営	32	55	21	63	27	65	95	358
民設民営	451	486	990	742	669	675	454	4,467

(3) 低年齢児の保育

低年齢児(0歳児)の保育は、341 か所で実施しており、そのうち、5か月児からの受入れが最も多く、309 か所となっております。なお、本市における0歳児保育の本格実施は、大島乳児保育園が開設された昭和36年6月からです。

① 受入開始月齢別実施状況(令和7年4月1日現在) (単位:か所)

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計	
0歳児	産休明け児	4	1	3	2	1	3	2	16
	2か月児	1	2	1	0	1	0	0	5
	4か月児	1	1	2	2	0	1	2	9
	5か月児	36	46	76	44	47	40	20	309
	6か月児	0	0	1	0	0	1	0	2
1歳児	10	13	27	24	14	16	13	117	
2歳児	0	0	0	0	0	0	0	0	
3歳児	0	0	0	1	1	0	0	2	
合 計	52	63	110	73	64	61	37	460	

② 産休明け保育の実施状況(令和7年4月1日現在)

産休明け(生後43日目から)の保育事業は、各区1か所の実施を目標に、昭和60年度から開始しました。

(単位:か所)

区 分	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
設置数	4	1	3	2	1	3	2	16

(4) 障害児保育事業

障害のある児童の受入れは、昭和51年度から全園で実施しております。

原則として、保育を必要とし、かつインクルーシブ保育が可能な障害児を受入れており、集団保育の中で、健全な社会性の発達や情緒の安定を図るための適切な指導を行うことにより、障害児の健やかな育成を図っております。

(令和6年度)

区 分	受入施設数(か所)	児童数(人)
公設公営保育園	19	78
民設民営保育園	240	496
合 計	259	574

5 保育所で実施している事業

(1) 保育相談事業

世帯の核家族化に伴い、育児に不安を持つ保護者が増えるなか、他の児童との遊びなどを通じて、保護者の育児に対する理解と意欲を高めるとともに、乳幼児の健全な育成を図るため、保育相談を実施しています。

この事業は、昭和58年に開始され、平成3年からは全園で実施しています。

(2) 地域活動事業(交流事業)

保育所を地域に開かれた社会資源として位置付け、その有する専門的機能を活用し、地域に即した活動を実施しています。

全公営保育園及び地域需要のある民営保育園で、地域の要望を踏まえ、次の事業を実施しています。

★ 実施事業

育児講座	異年齢交流事業	郷土文化伝承事業
世代間交流	保育所退園児との交流	

(3) 一時保育事業

保護者のパート就労や就学等により、週3日以内家庭における保育が困難となる児童と、保護者の傷病や冠婚葬祭等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童を保育所において預かり、保護者の就労や育児の支援を実施します。

① 区別実施状況 (令和6年度) (単位:か所)

区分	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
設置数	12	15	14	14	14	11	7	87

② 区別利用状況 (年間延べ人数) (令和6年度) (単位:人)

区分	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
利用児童数	9,046	12,023	18,634	17,423	16,395	18,506	9,676	101,703

(4) 地域子育て支援センター事業

子育て家庭に対する育児不安等に関する相談、子育てに係る情報の提供及び子育てサークルの育成・支援等を行い、地域の子育て家庭に対する育児支援を実施します。

① 区別実施状況（令和7年度）（単位:か所）

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
設置数	8	6	9	8	8	7	8	54

② 区別利用状況（年間延べ人数）（令和6年度）（単位:人）

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
利用者数	36,924	39,378	75,623	55,811	51,863	44,770	27,230	331,559

(5) 休日保育事業

認可保育所に入所している児童の保護者が、日曜・祝日に勤務などをする必要がある場合、休日に保育を実施する事業です。

① 区別実施状況（令和7年度）（単位:か所）

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
設置数	1	2	1	1	1	1	0	7

② 区別利用状況（年間延べ人数）（令和6年度）（単位:人）

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
利用児童数	555	421	410	531	628	545	0	3090

(6) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等の施設に通われていない0歳6か月から満3歳未満の児童を対象として、こども一人当たり月 10 時間まで保育所等を利用できる制度です。

区別実施状況（令和7年度）（単位:か所）

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
設置数	13	5	9	15	4	8	3	57

6 地域型保育事業

(1) 小規模保育事業

子ども・子育て支援新制度により、平成 27 年度から新たな保育事業として位置付けられた事業で0歳～2歳児を対象とした、定員が 19 人までの小規模な保育事業です。

① 小規模保育事業 A 型・B 型

● 実施状況及び利用定員(令和7年4月1日現在) (単位:か所、人)

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
設置数	9	9	10	12	7	6	5	58
定 員	135	155	146	207	126	108	95	972

② 小規模保育事業 C 型

● 実施状況及び利用定員(令和7年4月1日現在) (単位:か所、人)

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
設置数	1	1	0	1	3	0	1	7
定 員	10	10	0	10	22	0	8	60

(2) 家庭的保育事業

平成 26 年度までの家庭保育福祉員制度が、子ども・子育て支援新制度により、平成 27 年度から新たな保育事業として移行した事業です。保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有する家庭的保育者が家庭的な雰囲気の中で保育を実施します。

● 実施状況及び利用定員(令和7年4月1日現在) (単位:か所、人)

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
設置数	4	2	1	3	1	2	3	16
定 員	20	10	3	13	5	9	15	75

(3) 事業所内保育事業

企業や医療機関などの従業員対象の保育施設の定員の一部を開放し、地域の保育を必要とする児童に保育を実施する事業です。0歳～2歳児までを対象とし、定員が19人までの施設は、小規模保育事業A型又はB型の運営基準、定員が20人以上の場合は認可保育所の運営基準が適用となります。

● 実施状況及び利用定員(令和7年4月1日現在) (単位:か所、人)

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
設置数	1	2	0	1	0	0	2	6
定 員	19	49	0	12	0	0	37	117

7 認可外保育施設

(1) 川崎認定保育園

川崎認定保育園とは、主に低年齢児の待機児童の解消を図るとともに、認可保育所では対応できない利用者の多様な保育ニーズにも応えるため、本市が定めた一定の基準を満たした認可外保育施設です。保護者負担の軽減などを目的として、認定施設に対して本市が運営費等の助成金を交付しています。(平成25年4月1日より設置開始)

また、保護者の経済的負担の軽減や児童福祉の増進を図るため、川崎認定保育園に通い、一定の条件を満たす児童の保護者に対して、保育料を補助する川崎認定保育園保育料補助制度を平成25年10月から実施しています。

● 区別実施状況(令和7年4月1日現在) (単位:か所)

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
設置数	10	8	14	9	6	7	6	60

● 在籍児童数(令和7年4月1日現在) (単位:人)

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
3歳未満	75	95	195	47	68	110	99	689
3歳以上	138	77	244	69	70	49	72	719
合 計	213	172	439	116	138	159	171	1408

(2) 地域保育園

① 川崎市地域保育園

● 区別実施状況(令和7年4月1日現在) (単位:か所)

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
設置数	4	1	7	2	2	3	5	24

※「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」未発行・休所中施設を含む

(3) その他

● 施設別実施状況(令和7年4月1日現在) (単位:か所)

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
医療機関内	5	3	4	3	2	0	3	20
事業所内	1	2	2	2	1	2	2	12
合 計	6	5	6	5	3	2	5	32

※「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」未発行・休所中施設を含む

8 病児・病後児保育事業

病初期から回復期にかけて、集団保育が困難な期間の乳幼児を一時的に預かり、子どもの健康管理と保護者の就労の支援を実施します。

● 実施状況及び利用定員(令和7年4月1日現在) (単位:か所、人)

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
設置数	1	1	1	1	1	1	1	7
定 員	12	8	12	12	12	12	12	80

9 保育所の職員数等

① 保育所の職員数

保育所の職員数は、令和7年4月1日現在で公営・民営合わせて全体で8,794人です。また、保育所1か所当たりの職員数は、平均19人となっており、そのうち保育士(看護師を含む。)は、平均14人配置されており、保育士(看護師を含む。)一人当たりの児童数は、約5人となっています。

(単位:人)

区 分	公設公営保育園	民設民営保育園	合 計
施 設 長	21	435	457
保 育 士	414	5,894	6,308
看 護 師	21	282	303
栄 養 士	26	725	751
調 理 員	8	391	399
用 務 員	20	24	44
事 務 員 等	0	532	532
合 計	510	8,284	8,794

※公営の地域子育て支援センター内の職員は、表の人数に含めません。

② 保育所職員配置基準(国との比較)

区 分		国基準	公営保育所基準	民間保育所基準
保育士・看護師	0歳児	児童3人につき 保育士1人	児童3人につき 保育士1人 【産休明け保育】 児童2人につき 保育士1人 ※看護師は別枠で 1人	児童3人につき 保育士1人 【産休明け保育】 1人の臨時職員 加算あり
	1・2歳児	児童6人につき 保育士1人	児童6人につき 保育士1人	児童6人につき 保育士1人
	3歳児	児童15人につき 保育士1人	児童15人につき 保育士1人	児童15人につき 保育士1人
	4・5歳児	児童25人につき 保育士1人	児童25人につき 保育士1人	児童25人につき 保育士1人
	年休代替要員 (予備保育士)		1施設に1人配置	1施設に1人配置
	休憩・休息要員 (充実保育士)		保育士4人につき 保育士1人加算	保育士4人につき 保育士1人加算
調理員等	調理員	定員40人以下は 1人 定員41～150人は 2人 定員151人以上は 3人	定員60～95人は 1人 定員120人は2人 定員210人は3人	【調理員等】 定員40人以下は 1人 定員41～60人は 2人 定員61～150人は 3人 定員151～239人は 4人 定員240人以上は 5人
	用務員		1施設に1人配置	
	その他	栄養士		0歳児定員施設は 1人

※ただし、民間保育所の場合、給付の基準として、90人以下の定員の施設に1人、保育標準時間認定の児童が利用する施設に1人、主任保育士専任化のための保育士を1人配置するものとしています。

10 保育所の運営経費

(1) 保育所運営費

保育所の運営費は、国が定める保育所の規模や児童の年齢区分等による児童一人当たりの保育の実施に要する費用を基に算定されます。

この運営費は、従来、国・市・保護者の三者で負担することになっており、保育所運営費の国と市の負担割合は、国が10分の8、指定都市が10分の2の割合で負担をしていましたが、昭和60年度には、国が10分の7、指定都市が10分の3、さらに、昭和61年度からは、国が10分の5、指定都市が10分の5の負担割合となっていました。

なお、平成16年度からは、公立保育所運営費が一般財源化されたため、国と市の負担割合は上記とは異なっています。

平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が施行され、保育所の運営費は、国・県・市・保護者の四者で負担する構造に改正されました。そのことにより、国と自治体の負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっています。この状況下においても市の保育所運営費は、国の運営費の基準をはるかに上回っており、令和7年度予算では、本市が国の運営費基準を超えて負担している法定外市負担額は、運営費総額の21.3%を占めています。

※詳細については、16ページ「令和7年度保育所運営費概算」を参照

(2) 保育料

保護者が負担する保育料(保護者負担金)は、「市長が、保育の実施に要する保育費用を徴収した場合における家計に影響を考慮して、保育の実施に係る年齢等に応じて定める額を徴収することができる。」こととなっております。

本市では、保護者の所得や児童の年齢などに応じて保育料を定めておりますが、保育料の額は、保護者の負担の軽減を目的に、国基準保育料の概ね75.0%を目途に設定しております。

令和7年度の保育料は、17ページの「令和7年度川崎市保育料金額表」のとおりです。

令和7年度 保育所運営費概算

1 保育所運営費(概算)

(1) 国の基準

運営費 52,749,784 千円(100%)			
国負担額 24,357,259 千円 (46.2%)	県負担額 9,963,587 千円 (18.9%)	市負担額 10,343,732 千円 (19.6%)	国基準保育料 (保護者負担額) 8,085,206 千円 (15.3%)

(2) 市の運営費の状況

運営費総額 67,027,606 千円(100%)					
国負担額 24,357,259 千円 (36.3%)	県負担額 9,963,587 千円 (14.9%)	市負担額 10,343,732 千円 (15.4%)	保育料 8,085,206 千円 (12.1%)		市法定外負担金 14,277,822 千円 (21.3%)
			保護者負担額 6,186,330 千円 (9.2%)	保育料軽減分 1,898,876 千円 (2.8%)	

(3) 児童一人当たりの平均月額運営費

児童一人当たりの平均運営費 (月額)	国基準による運営費	126,878 円
	市の運営費	161,220 円

令和7年度 川崎市保育料金額表

保育所、認定こども園(3号)、小規模保育(A型)、事業所内保育(保育所型)

(単位:円)

階層 区分	定 義	保育標準時間		保育短時間		(参考) 国が定める上限額 保育標準時間
		3歳未満児保育料				
		基 本 保育料	第 2 子	基 本 保育料	第 2 子	3 歳未 満
A	被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者又は里親である保護者	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0
C 1	市民税均等割のみ	5,300	2,650	5,200	2,600	19,500
C 2	市民税所得割額 (※) 5,000 円未満	6,300	3,150	6,100	3,050	
C 3	5,000 円以上 48,600 円未満	7,100	3,550	6,900	3,450	
C 4	48,600 円以上 50,400 円未満	9,200	4,600	9,000	4,500	30,000
C 5	50,400 円以上 60,000 円未満	11,700	5,850	11,500	5,750	
C 6	60,000 円以上 70,800 円未満	14,700	7,350	14,400	7,200	
C 7	70,800 円以上 84,600 円未満	18,200	9,100	17,800	8,900	
C 8	84,600 円以上 97,000 円未満	22,000	11,000	21,600	10,800	
C 9	97,000 円以上 108,600 円未満	25,700	12,850	25,200	12,600	44,500
C 10	108,600 円以上 123,000 円未満	29,500	14,750	28,900	14,450	
C 11	123,000 円以上 138,600 円未満	33,300	16,650	32,700	16,350	
C 12	138,600 円以上 154,200 円未満	37,200	18,600	36,500	18,250	
C 13	154,200 円以上 169,000 円未満	41,200	20,600	40,500	20,250	
C 14	169,000 円以上 183,900 円未満	45,200	22,600	44,400	22,200	61,000
C 15	183,900 円以上 204,600 円未満	50,000	25,000	49,100	24,550	
C 16	204,600 円以上 234,600 円未満	54,500	27,250	53,500	26,750	
C 17	234,600 円以上 258,600 円未満	57,000	28,500	56,000	28,000	
C 18	258,600 円以上 276,600 円未満	59,000	29,500	58,000	29,000	
C 19	276,600 円以上 301,000 円未満	60,500	30,250	59,400	29,700	80,000
C 20	301,000 円以上 321,700 円未満	65,500	32,750	64,300	32,150	
C 21	321,700 円以上 341,200 円未満	70,000	35,000	68,800	34,400	
C 22	341,200 円以上 366,700 円未満	73,000	36,500	71,700	35,850	
C 23	366,700 円以上 397,000 円未満	74,000	37,000	72,700	36,350	
C 24	397,000 円以上 475,300 円未満	81,500	40,750	80,100	40,050	104,000
C 25	475,300 円以上	82,800	41,400	81,400	40,700	

※注釈は次ページを参照してください。

小規模保育(B型、C型)、家庭的保育、事業所内保育(小規模型)

(単位:円)

階層区分	定義	小規模保育B型、事業所内保育小規模型				家庭的保育、小規模保育C型		(参考) 国が定める上限額 保育標準時間 3歳未満
		保育標準時間		保育短時間		3歳未満児保育料		
		3歳未満児保育料				3歳未満児保育料		
		基本保育料	第2子	基本保育料	第2子	基本保育料	第2子	
A	被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者又は里親である保護者	0	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0
C1	市民税均等割のみ	3,600	1,800	3,500	1,750	2,800	1,400	19,500
C2	市民税所得割 5,000 円未満	4,100	2,050	4,000	2,000	3,400	1,700	
C3	5,000 円以上 48,600 円未満	5,000	2,500	4,900	2,450	3,800	1,900	
C4	48,600 円以上 50,400 円未満	6,500	3,250	6,400	3,200	4,900	2,450	30,000
C5	50,400 円以上 60,000 円未満	9,400	4,700	9,200	4,600	7,500	3,750	
C6	60,000 円以上 70,800 円未満	11,800	5,900	11,600	5,800	9,400	4,700	
C7	70,800 円以上 84,600 円未満	14,600	7,300	14,400	7,200	11,600	5,800	44,500
C8	84,600 円以上 97,000 円未満	17,600	8,800	17,300	8,650	14,100	7,050	
C9	97,000 円以上 108,600 円未満	20,600	10,300	20,300	10,150	16,400	8,200	
C10	108,600 円以上 123,000 円未満	23,600	11,800	23,200	11,600	18,900	9,450	61,000
C11	123,000 円以上 138,600 円未満	26,600	13,300	26,200	13,100	21,300	10,650	
C12	138,600 円以上 154,200 円未満	29,800	14,900	29,300	14,650	23,800	11,900	
C13	154,200 円以上 169,000 円未満	33,000	16,500	32,500	16,250	26,400	13,200	80,000
C14	169,000 円以上 183,900 円未満	36,200	18,100	35,600	17,800	28,900	14,450	
C15	183,900 円以上 204,600 円未満	40,000	20,000	39,300	19,650	32,000	16,000	
C16	204,600 円以上 234,600 円未満	43,600	21,800	42,900	21,450	34,800	17,400	104,000
C17	234,600 円以上 258,600 円未満	45,600	22,800	44,800	22,400	36,500	18,250	
C18	258,600 円以上 276,600 円未満	47,200	23,600	46,400	23,200	37,800	18,900	
C19	276,600 円以上 301,000 円未満	48,400	24,200	47,600	23,800	38,700	19,350	80,000
C20	301,000 円以上 321,700 円未満	52,400	26,200	51,500	25,750	41,900	20,950	
C21	321,700 円以上 341,200 円未満	56,000	28,000	55,100	27,550	44,800	22,400	
C22	341,200 円以上 366,700 円未満	58,400	29,200	57,400	28,700	46,700	23,350	104,000
C23	366,700 円以上 397,000 円未満	59,200	29,600	58,200	29,100	47,300	23,650	
C24	397,000 円以上 475,300 円未満	65,200	32,600	64,100	32,050	52,100	26,050	
C25	475,300 円以上	66,200	33,100	65,100	32,550	52,900	26,450	

注1 市民税所得割相当額(※)

川崎市を含む政令指定都市において、住民税を課税されている方については、県費教職員の給与負担事務の移譲に伴う税源移譲により、平成30年度より市民税所得割の税率が6%から8%に変更となっています。該当される方は、市民税所得割を従前の税率6%相当に換算の上、保育料を算定します。なお、保育料の算定にあたっては、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、市町村等に対する寄附金税額控除等の適用はありません。個人住民税の特別税額控除(定額減税)については、適用した金額で保育料を算定します。

注2 3歳以上の保育料は無料です。

注3 この表の市民税の額は、令和7年4月～8月分保育料については、世帯の令和6年度市民税額の年額、令和7年9月～令和8年8月分保育料については、世帯の令和7年度市民税額の年額となります。

注4 きょうだいの年齢、利用施設・事業に関わらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料としています(幼児教育・保育の無償化により保育料が無料となっているお子さんについても、人数の計算に含めず。)

注5 児童の年齢が年度途中で満3歳に達した場合でも、年度中は3歳未満児の額を適用します。

注6 延長保育を利用する場合には、別途延長保育料が必要です。(A・B階層を除く)

注7 市民税が未申告の方は、保育料が最高階層(C25)となる場合がありますので、収入がない方であっても市民税の申告は必要です。



編集・発行

こども未来局保育・幼児教育部保育第1課

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2662 FAX 044-200-3933



KAWASAKI CITY

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/17-2-21-6-1-0-0-0-0-0.html>

